

前橋市自転車等の放置の防止に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(利用者等の責務) 第4条 省略 (小売業者の責務) 第7条 自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たっては自転車を購入する者に対し、防犯登録の勧奨に努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。	(利用者等の責務) 第4条 省略 <u>2 自転車の所有者は、当該自転車に住所、氏名等を明記するとともに、防犯登録を受けるよう努めなければならない。</u> (小売業者の責務) 第7条 自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たっては自転車を購入する者に対し、<u>当該自転車に所有者の住所、氏名等の明記及び防犯登録の勧奨に努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。</u>